

带状疱疹ワクチンが、発症や重症化を防ぐため、 国の推奨する定期接種になりました

接種期間

令和7年度の対象者が带状疱疹ワクチンの定期接種が受けられるのは
令和8年3月31日*まで

*開始時期は、自治体により異なります。

定期接種の対象者

これまで带状疱疹ワクチンを接種したことがなく、
以下のいずれかに該当する方が定期接種の対象となります。

令和7年度に以下の年齢になる方(生年月日をご確認ください)

65歳	昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日生まれの方	85歳	昭和15年4月2日～ 昭和16年4月1日生まれの方
70歳	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日生まれの方	90歳	昭和10年4月2日～ 昭和11年4月1日生まれの方
75歳	昭和25年4月2日～ 昭和26年4月1日生まれの方	95歳	昭和5年4月2日～ 昭和6年4月1日生まれの方
80歳	昭和20年4月2日～ 昭和21年4月1日生まれの方	100歳 以上*	大正15年4月1日以前に 生まれた方

*令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注意

定期接種による公費負担を受けられる
機会は生涯に一度だけです。

65歳のときに接種を受けなかったとしても、その5年後の70歳のときには
定期接種の機会はありません。

ワクチンを接種できる医療機関や費用、申し込み方法などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。